

あいのりタクシー等運行支援事業

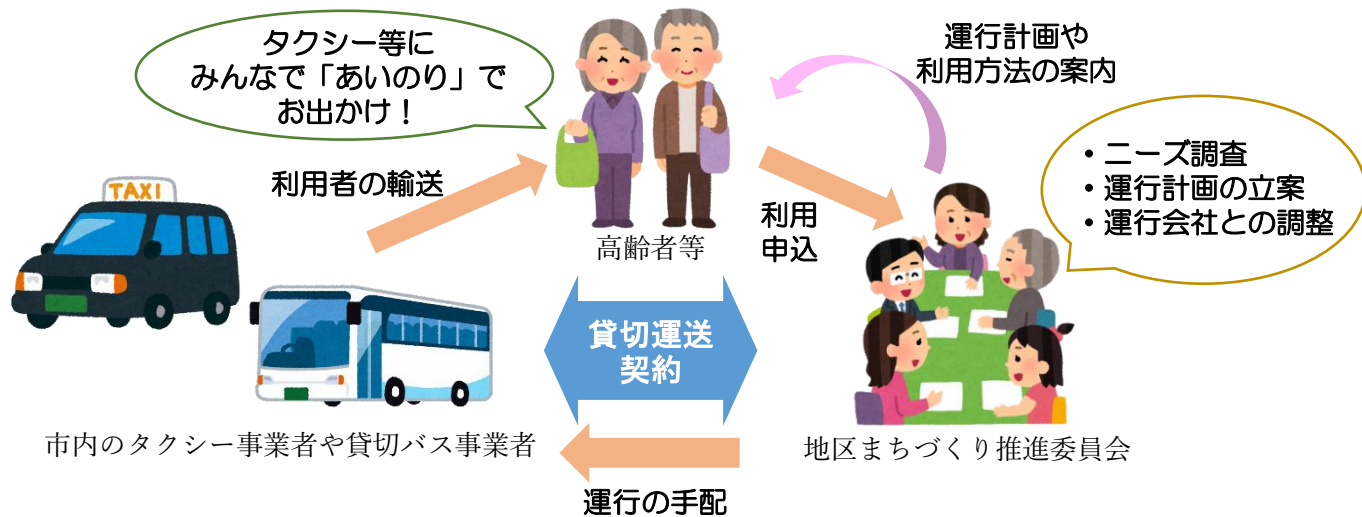
浜田市地域政策部まちづくり社会教育課交通対策室 電話 (0855) 25-9201

令和8年度

事業概要・趣旨

市内のタクシー事業者等の貸切運送によって高齢者等の交通手段を確保する事業（通称：あいのりタクシー等）に取り組む地区まちづくり推進委員会に対し、その事業に要する費用の一部を補助することで、次のような目的を達成しようとするものです。

- ① あいのりタクシー等の継続性を高め、市内各地へ取組を拡大させていく。
- ② 高齢者等の交通手段を確保し、生活環境の維持向上と外出機会の創出を図る。



補助対象者

地区まちづくり推進委員会（申請が地区まちづくり推進委員会であれば、一部の町内や集落のみを対象とした事業も対象になります。）

補助対象事業

- 地区まちづくり推進委員会が行う「あいのりタクシー等」の事業で次の要件を満たすもの
- ① 運行区域が、浜田市内（隣接する自治体（江津市、益田市、邑南町、北広島町）に生活圏がある場合は当該自治体の区域を含む。）であること。
 - ② 片道の利用者が2人以上になるような運行計画を立てること。

補助金額

貸切運送料金（片道分）から次のいずれか多い方の額を差し引いた額（補助率：10/10 ※）
上限額は80万円です。

- ① 利用者数×地区まちづくり推進委員会が定める利用者負担額（片道）
- ② 利用者数×市が設定する次の基準額（片道）
 - 運行区域が同じ地区まちづくり推進委員会のエリア内 300円/人
 - 〃 同じ地域（旧自治区）のエリア内 500円/人
 - 〃 地域（旧自治区）外で運行距離が15km未満 500円/人
 - 〃 地域（旧自治区）外で運行距離が15km以上 700円/人

※ 利用者が1人だった便の補助率は1/2になります。ただし、急なキャンセル等やむを得ない理由がある場合は10/10です。

あいのりタクシー等を開始するまでの流れ

(1) 地域ニーズの把握

- ・交通手段に困っている高齢者等が何人くらいいるのか、交通手段が必要な外出目的は何か、今の外出方法や頻度等について、アンケートやヒアリングを通して把握しましょう。

(2) 運行計画の検討

- ・地域ニーズを踏まえて運行計画を検討してみましょう。

【検討項目】 ・頻度、運行日時 ・目的地 ・予約方法 ・保険の加入
・利用者負担額 ・運行会社の選定 ・付添人の有無 など

(注) 2人以上の「あいのり」になるような運行計画を考えましょう。

既存の事例について知りたい場合は、まちづくり社会教育課へご相談ください。

(3) 運行会社との契約

- ・貸切運送を依頼する市内のタクシー事業者等と運行計画や貸切運送料金、利用者からの利用料の徴収方法などについて協議し、合意を得ましょう。(契約は口頭又は書面で)

(4) 事業実施の決定

- ・総会や役員会等において、組織として事業実施の意思決定をしましょう。
- ・運行計画に加えて予算についても説明し、地域全体で課題や事業内容を共有しましょう。

(5) 補助金の申請

- ・運行開始の7日前までに補助金交付申請書を市役所へ提出してください。
- ・補助金交付決定日より前に運行した「あいのりタクシー等」の経費は、補助金の対象になりませんので、ご注意ください。

(6) 高齢者等への周知

- ・運行計画や予約方法について記載したチラシを配布するなどして周知を行いましょう。
- ・サロン会場での説明や戸別訪問など、丁寧かつ分かりやすい周知に努めましょう。

(7) 事業開始

- ・最初のうちは付添人を配置することで、不測の事態への対応や利用者の不安軽減を図ることができます。
- ・補助金の実績報告に必要な情報(運行日、利用者数など)を記録するとともに、領収書等の書類を整理・保存しておきましょう。
- ・利用者からの意見等を踏まえて適宜運行計画の見直しを行いましょう。

Q&A

タクシー会社等の指定はありますか。また、貸切運送の契約書が必要ですか？

市内の事業者であれば指定はありません。また、契約は口頭でも構いません。

利用者の利用料は、いくりに設定したらよいですか。

特に決まりはありませんが、市が設定する基準額よりも安価に設定すると、補助金が100%出まないのでご注意ください。(不足額にまちづくり総合交付金などを充当することは可能)

運行目的に条件や制限はありますか。生涯学習や交流行事のための運行も可能ですか。

運行の目的に条件等はありません。補助金の趣旨を踏まえて各地区でご検討ください。